## 農地法第3条許可申請書提出書類一覧表

令和8年1月審査分より

	許可申請書	チェン申請者	ック欄 事務局	備考
1	農地法第3条の規定による許可申請書			
2	農地法第3条の規定による許可申請書(別添)			
	I 一般記載事項			
	Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での記載事項			
	Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項			
3	農地所有適格法人としての事業の状況(別紙)			農地所有適格法人のみ

	添付書類	チェン申請者	ック欄 事務局	備考
	申請地の登記事項証明書(全部事項証明書)	7 0.3 🗅	3 337-5	法務局または
	※一般財団法人 民事法務協会の照会番号の提出でも可			(一財)民事法務協会
2	貸借契約書の写し			様式例第10号の1
	※農地所有適格法人以外の法人の場合は解除条件付			様式例第10号の2
3	住民票抄本(譲受人)			お住まいの住民課等
4	法人登記簿謄本(譲受人が法人の場合)			法務局
5	定款又は寄付行為の写し(原本証明、譲受人が法人の場合)			
6	耕作証明書(譲受人、豊前市以外で経営地がある市町村)			豊前市のみの場合は不要
7	委任状(代理人による申請のとき)			
8	合意解約書(申請地に利用権設定されている場合)			農業委員会
	※ただし、利用権設定を受けている者が譲受人の場合は不要			
9	戸籍の附票、または住民票(登記簿上の住所と現住所が異なるとき)			本籍地、またはお 住まいの住民課等
10	相続関係等が分かるもの(相続未登記の場合)			
	※相続関係図、戸籍謄本、相続放棄申述書、遺産分割協議書等			

## ※厳守事項※

- 1. 農地の権利取得の要件について(事前にご確認ください。)
  - ①農地の全てを効率的に利用すること(機械や労働力を適切に利用する)
  - ②必要な農作業に常時従事すること(原則、年間150日以上)
  - ③周辺の農地利用に支障がないこと
- 2. 申請書の提出期限は毎月20日です。(20日が閉庁日の場合は、その前の開庁日まで)
- 3. 申請書の審査がありますので、申請人(譲渡人及び譲受人)または、委任状による受任者は、 審査日を確認の上、必ず出席してください。出席できない場合はご相談ください。
- 4. 農業者年金受給者、被保険者は必ず申し出の上、年金との関連性を確認してください。
- 5. 申請内容に変更等が生じた場合は、お早めにご連絡ください。